

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

第159号

2022年3月30日、消費者庁により「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が公表されました。第8回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会(2022年3月1日)で使用された「資料2」ガイドライン修正反映版(意見募集後修正案)の内容から、主な変更点はこちら(傍線赤字部分)です。

(5) 本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要ない事項をまとめたものであり、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではない。食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行う際に用いることができるものである。

その他は意見募集後修正案のとおりですが、あらためて、今回のガイドラインの概要をこちらに整理したいと思います。

不使用表示の類型

不使用表示の類型1~10は以下のとおりです。(ガイドラインの説明文および例より一部を抜粋したものです。)

類型1 単なる「無添加」の表示

例：単に「無添加」とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が消費者にとって不明確な表示

類型2 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

例：「人工甘味料不使用」等、無添加あるいは不使用と共に、人工、合成、化学、天然等の用語を使用した表示

類型3 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

例1：清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示(清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用

「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が公表されました

基準違反である。

例2：食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、特定の食品添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外れる当該食品添加物を無添加あるいは不使用と表示

類型4 同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

例1：日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示
例2：既存添加物の着色料を使用した食品に、
○着色料が不使用である旨を表示(○着色料とは、指定添加物の着色料をいう。)
(同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができる。)

類型5 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

例1：原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、添加物としての調味料を使用していない旨を表示
例2：乳化作用を持つ原材料を高度に加工して使用した食品に、乳化剤を使用していない旨を表示

(食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品中の科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することは異なる。不使用表示と共に同一機能類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であることが読み取れる原材による機能が作用していると読み取るおそれがある。)

類型6 健康、安全と関連付ける表示

例1：体に良いこと理由として無添加である

いは不使用を表示
例2：安全であること理由として無添加あるいは不使用を表示

類型7 健康、安全以外と関連付ける表示

例1：おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示
(おいしい理由と食品添加物を使用していないこととの因果関係を説明できない場合)
例2：「開封後」に言及せずに「保存料不使用」でお早めにお召し上がりくださいと表示(期限表示よりも早く喫食しなければならぬという印象を与えた場合)
例3：商品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示
(変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合)

類型8 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

例1：同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、かつ、食品由来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と表示
例2：同種の製品が一般的に当該食品添加物を使用していないことから、消費者が当該食品添加物の使用を予期していない商品に対して、当該食品添加物の不使用を表示(ミネラルウォーターに保存料の使用、ミネラルウォーターに着色料の使用等)

類型9 加工助剂、キャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていない)ことが確認できない(食品への表示)

例1：原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不使用」と表示
例2：原材料の製造工程において食品添加物を使用していないことが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共に無添加あるいは不使用を表示
(食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程で確認を行うことが必要であり、「一括表示」であっても、確認結果に基づいた表示を行わない場合、内容を誤認させるおそれがある。)

類型10 過度に強調された表示

例1：商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、「〇〇を使用していない旨」を記載する
例2：保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大きく「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と表示(「一括表示」欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色用語など。他

の類型項目と組み合わせられた際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある。)

またあわせて、添加物不使用表示に関する食品表示基準Q&A(加工-90)の改正、加工-232の削除も改正されています。

【改正】(加工-90)「食品添加物は一切使用していません」、「無添加」などと食品添加物が不使用である旨の表示をすることはできませんか。
(答)

1 消費者に誤認等を与えないよう留意して表示する必要が考えられます。
2 例えは、(中略)
3 消費者に誤認等を与えないための留意点は、「別添」食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」としてまとめています。

【削除】(加工-232)糖類や食塩(ナトリウム)以外のものであっても、事実であれば無添加の表示は可能ですか。

今後について

表示の見直しとして、「2年程度(2024年3月末まで)」の経過措置期間が示されています。また今後は、ガイドラインを参考とした食品表示法等の適用により、ウェブサイトや広告など容器包装外における不使用表示の縮減も見込まれています。その他、公正競争規約の見直しも見込まれています。

パブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方において、「あらゆる例示を列挙することは困難」「ケースバイケースで全体として判断」と記載のとおり、ガイドラインは具体例を示すものではなく、表示禁止事項の解釈を示したものと位置づけです。表示の見直しにあたり判断に迷うケースも多いと思われ、その際には、今回のガイドラインの検討会の資料を読むことで、不使用表示の課題と解決について確認されることが大切だと思います。

(川合)

参照：

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_20330_25.pdf
食品表示基準Q&A(新旧対照表)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_20330_28.pdf



ミニコラム

諸外国に見る水産物の名称について



産地や名称の表示について、昨今何かと話題に上ることが多い水産物ですが、その名称の表示は、日本では「魚介類の名称のガイドライン」に従って表示されることとされています。では諸外国ではどのようなルールに基づき、その表示を行っているのでしょうか。EU、米国、カナダ、オーストラリア/ニュージーランドのケースを見てみたいと思います。

■「魚介類の名称のガイドライン」（日本）

日本では、魚介類の名称は「魚介類の名称のガイドライン」（食品表示基準Q&A 別添）に記載されている標準和名の表示を基本としています。但し、馴染みのない標準和名等の表示によって消費者が混乱することがない様、種に応じて、より広く一般に使用されている名称があれば、この名称を表示することができます。ガイドラインの「（別表1）」には、魚介類の「標準和名」の他、これに代わる一般名称例、そして該当する学名も列記されています。

食品表示基準Q&A 別添 魚介類の名称のガイドライン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_a_ct/pdf/food_labeling_cms101_200727_01.pdf

標準和名に併記されている学名は、表示の対象となる水産物の名称を決める上で参照出来るほか、外来種等、標準和名が付けられていない種の名称を決める上でも、原産国での名称等と併せて、一般に理解される名称を決める上で参照することが出来ます。

■ A pocket guide to the EU's new fish and aquaculture consumer labels (EU)

(EUにおける新たな水産物の消費者向け表示のポケットガイド)

EUでは、欧州委員会(European Commission)が発行している上記タイトルのポケットガイド（リンク先は下記*）において、水産物の表示方法を規定しています。その内容は、「生鮮及び一部の加工水産物」と、「その他の加工水産物」の二つに大きく分かれており、二者いずれも名称（法令で定められている名称の他、慣習的に使用される名称や流通上使用される一般的な名称）の表示を義務付けしていると共に、前者については、学名の併記が義務付けられています。

【名称は、前者はCommercial designation、後者はName of the foodとそれぞれ呼んでいます。】

*A pocket guide to the EU's new fish and aquaculture consumer labels

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_15294_1.pdf

上記ポケットガイドの根拠となる取り決めは、欧州委員会の以下の情報によるものです。

*Commercial and scientific name of the species
Each EU country draws up and publishes a list of the commercial designations accepted in its territory, including accepted local or regional names.*

（訳：（水産物の）該当種の名称と学名
EU各国では使用が認められているそれぞれの地域名を含め、名称と学名のリストを策定し、公開している。）

https://ec.europa.eu/oceans-and-fisheries/fisheries/markets-and-trade/seafood-markets/commercial-and-scientific-name-species_en

学名については、欧州委員会の以下のページより確認出来ます。販売する水産物の名称：Commercial designationを入力することにより、その名称に呼応する学名を検索出来、又この学名は、EU加盟各国の言語での名称とも紐づいています。

https://fish-commercial-names.ec.europa.eu/fish-names/home_en

尚、上記リンク先より得られるのは英語での検索結果ですが、以下のリンク先をクリックすれば、英語を含めた欧州各国の言語での名称：Commercial designation/学名リストを参照することが出来ます。
<https://fish-commercial-names.ec.europa.eu/fish-names/>

■The Seafood List（米国）
（水産物リスト）

米国の場合、FDAのThe Seafood List（水産物リスト）の構成は、各水産物の「Acceptable Market Name」（FDAが表示上他の水産物の種類との誤認がないとして容認している名称）、Common Name（魚類学者や水産物の専門家などが水産物の種類を特定するのに用いている名称）、そして学名が列記されています。

The Seafood List

<https://www.cfsanappsexternal.fda.gov/scripts/fdcc/?set=SeafoodList>

本サイト並びに以下のサイトでの説明によりますと、基本的には「Acceptable Market Name」を表示する様ですが、「Common Name」を名称として使用する水産物の種類もある様です。学名は、そのものを表示することも可能ですが、あくまで表示対象となる名称が適切かどうかを確認するための参考情報とされており、EUの様な表示義務はありません。

Guidance for Industry: The Seafood List

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-seafood-list>

■CFIA Fish List（カナダ）

カナダ食品検査庁（CFIA：Canadian Food Inspection Agency）は、CIFA Fish Listにおいて、学名毎にcommon names（一般名称）を英語/フランス語でリストアップしており、これらを記載することを推奨しています。又、これらのリストにない名称については、虚偽の表示や誤認につながる表示にならない様調査することを前提として表示可能としています。以下のサイトを参照下さい。

Common name - fish and fish products

<https://inspection.canada.ca/food-label-requirements/labelling/industry/fish-and-fish-products/eng/1393709636463/1393709677546?chap=2>

CFIA Fish List

<https://inspection.canada.ca/active/scripts/fssa/fispoi/fplist/fplist.asp?lang=e&cmbIn=e>

■オーストラリア・ニュージーランド食品規制機関（FSANZ）の場合
オーストラリア・ニュージーランド食品規制機関（FSANZ）のFood

Standards Code（オーストラリア・ニュージーランド食品規制基準）においては、魚類の名称は規定していないとされています。

しかしながらオーストラリアの水産業界では、非政府標準化団体であるStandards Australiaと共に、使用可能な名称に関する業界基準を作っている様です。

一方、ニュージーランドについては、第一次産業省（Ministry for Primary Industries：MPI）のサイトより、各魚種に対するマオリ語の名称と学名を確認することが出来ます。

更にFSANZでは、魚種の誤認は、漁獲、卸売の時点からその後の流通を通じて消費者に至るまでのいずれの時点でも起こり得るとして、自分の求めるものを正しく購入する為に、信頼できる鮮魚店やレストランを見つけておく様促していると共に、納得のいく確認に至らなかった場合には、オーストラリア/ニュージーランドいずれにおいてもフリーコールの相談窓口を設けている様です。より詳しい内容は以下リンク先よりご確認ください。

Fish names

<https://www.foodstandards.gov.au/consumer/labelling/fish/Pages/default.aspx>

以上、水産物の名称の表示について、欧米並びにオセアニアの事例を見て参りましたが、類似する若しくは同一の名称が複数の種に紐づいてしまう魚介類について、該当する魚種を誤認のない様に正しく、判りやすい名称で表示するのは、どの国でも共通のテーマになっていると思います。今回の情報が、水産物を取り扱う皆様におかれまして、輸出・輸入の際においても少しでもお役に立てて頂ければ幸いです。

（亀山）

今月の「お気に入り」言葉

Chi dorme non piglia pesci.

眠っている魚は捕れない

（イタリアのことわざ）